

令和元年執行 参議院神奈川県選出議員選挙

公費負担のしおり（政見放送）

（ 目 次 ）

1	公費負担の制度	1
2	公費による負担額	1
3	手続と時期	2
4	契約書の見本	3

○問合せ先

神奈川県選挙管理委員会（神奈川県政策局自治振興部市町村課内）
電 話 0 4 5 （ 2 1 0 ） 1 1 1 1（代） 内線 3 1 7 1

1 公費負担の制度

参議院選挙区選出議員の選挙において、政見放送のための録音又は録画を自ら行った候補者は、政見の録音又は録画の経費について、**一定の条件の範囲内で**、公費負担の制度が適用されます。

○ 支払い方法

この経費は選挙後に、業者からの請求に基づき、県から直接業者へ支払われます。

○ 公費負担の限度

公費により負担される金額については、それぞれ限度額が定められています。
したがって、限度額を上回る額で契約した場合は、その上回る部分については、候補者が直接業者に支払うこととなりますので、契約の際には、候補者と業者との間で、支払い方法等について十分に確認しておくことが必要です。
また、限度額を下回る額で契約した場合は、契約額が公費負担の限度となりますのでご注意ください。

○ 契約の締結と届出

公費負担の対象となるためには、候補者と録音又は録画を業とする者との間で、有償契約をしていることが必要です。
また、契約をした後は、その旨を神奈川県選挙管理委員会（以下「県選管」といいます。）に届け出なければなりません。
（2ページ「手続と時期」参照）

2 公費による負担額

公費による負担額は、「日本放送協会」、「(株)テレビ神奈川」又は「(株)アール・エフ・ラジオ日本」において、神奈川県分として放送された、録音又は録画一種類の「**録音又は録画に要した金額**」＋「**複製に要した金額**」です。

○ 限度額

(1) 録音又は録画に要した金額

録音又は録画一種類につき	録音	226,000円
	録画	2,873,000円

(2) 複製に要した金額

放送のために必要な複製数に次の金額を乗じて得た金額	録音	2,000円
	録画	34,000円

※ 「日本放送協会」、「(株)テレビ神奈川」又は「(株)アール・エフ・ラジオ日本」において放送されなかった録音・録画に係る費用については、公費負担の対象となりません。

3 手続と時期

(1) 公示日前にできること

- ① 有償契約の締結（及び履行）（候補者と業者）

(2) 公示日から選挙期日（遅くとも）まで

- ② 契約の届出（候補者→県選管）

- ・提出書類 「政見放送用の録音・録画の契約届出書」
- ・添付書類 「契約書の写し」

- ③ 「政見放送用録音・録画証明書」を業者に提出（候補者→業者）

※ 履行後に実績を確認のうえ証明

(3) 選挙期日後

- ④ 「請求書」の提出（業者→県知事）

- ・提出書類 「請求書（政見放送用の録音・録画）」
- ・添付書類 「請求内訳書」
「政見放送用録音・録画証明書」

※ 印鑑は契約書と同じものにしてください。（法人の場合は代表者印）

※ 選挙終了後、1か月以内に提出するようにお願いします。

※ 請求書提出先は、下記のとおりです。

- ⑤ 支払い（県知事→業者）

請求書に基づいて、口座振込によりお支払いします。

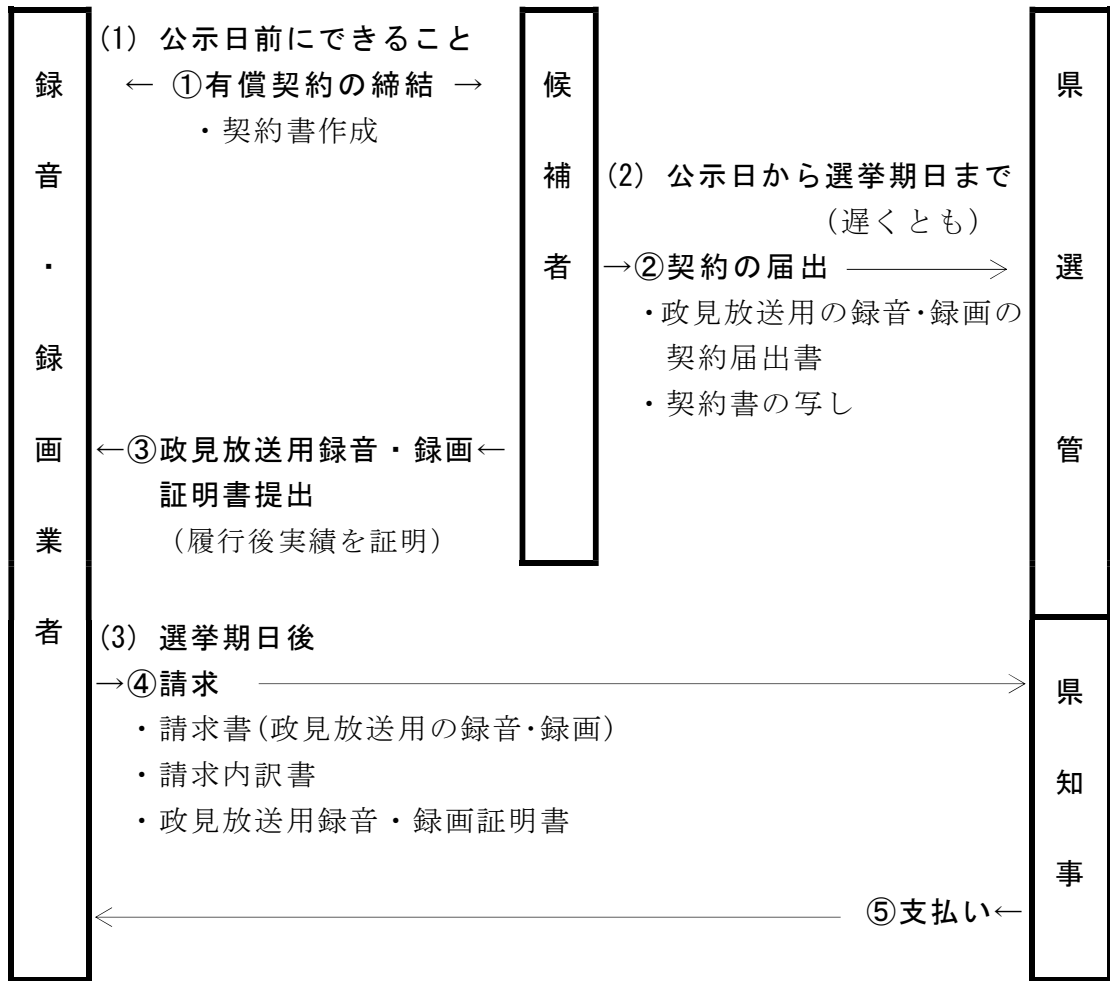
順番に手続をいたしますので、多少お時間がかかかりますが、ご了承ください。

○ 請求書提出先（郵送可）

〒231-8588 横浜市中区日本大通 1

神奈川県政策局自治振興部市町村課 調整グループ

○ 手続の流れを図示すると、次のとおりです。



4 契約書の見本

- 参考までに、契約書の様式見本を次ページに添付いたします。そのままコピーして使用していただいても結構ですし、別途作成したものを使っても結構です。
- 別に作成する場合は、契約の当事者名、契約金額、作成数等、候補者の申込みの意思、業者等の承諾意思などが書面上明らかにされているものである必要があります。
- 契約書の印鑑は、請求書と同じものにしてください。また、法人の場合は、必ず代表者印を押印してください。

政見放送録音・録画契約書

参議院神奈川県選出議員選挙候補者 _____ (以下「甲」という。)

と _____ (以下「乙」という。)は、

政見の放送のための録音又は録画及び複製について、次のとおり契約を締結する。

1 内 容 公職選挙法第 150 条に定める政見の放送のための録音・録画及び複製

2 契約金額等 (税込) _____ 円

(内 訳) 制作	録音	単価	円×	1	種類 =	円
	録画	単価	円×	1	種類 =	円
	複製	録音	単価	円×	本 =	円
		録画	単価	円×	本 =	円

3 納入期限 令和元年 月 日

4 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、公職選挙法施行令第 111 条の 5 に基づき神奈川県知事に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、神奈川県知事に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足分を速やかに支払うものとする。

契約を証するため、本契約書 2 通を作成のうえ、甲、乙、各々が署名、捺印し、各 1 通を保管する。

令和元年 月 日

甲 参議院神奈川県選出議員選挙候補者

住 所

氏 名

Ⓜ

乙 住 所

名 称

代表者

Ⓜ